

一般財団法人地球未来フォーラム

定 款

# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人地球未来フォーラムと称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を 宮城県仙台市 に置く。

2 当法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、地球環境蘇生、温暖化対策、食糧・資源・エネルギー対策、生態系・生物多様性の保護、教育・家族、地域社会・国のあり方、精神性的向上、生き方、医療、健康問題、先進国の消費のあり方とその影響、貧困の撲滅など多岐にわたる視点を持ち、人類と国際社会に対して問題解決への行動を促す発信と具体的プロジェクトを創出していくことをもって、地球と人類の持続可能な社会づくりに貢献することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

1. プロジェクトによる新ビジネス創出デザイン事業
2. 志ある社会起業家支援と育成事業
3. インターネット利用による情報提供と交流支援事業
4. 広報事業及び調査研究事業
5. 文化人・芸術家と社会起業家とのマッチング及び支援事業
6. 情報ライブラリーの構築と提供サービス事業
7. オルタナティブな価値を創出するすべての事業
8. その他前各号に関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 財産及び会計

(設立者の氏名及び住所並びに拠出する財産及びその価額)

第5条 設立者の氏名及び住所並びに当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。

住 所 仙台市泉区高森六丁目11番地の7

設立者 葉坂 廣次

拠出財産及びその価額 現金 金300万円

(事業年度)

第6条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

## 第3章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

(評議員)

第7条 当法人に、評議員3名以上5名以内を置く。

(選任及び解任)

第8条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(任期)

第 9 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第 10 条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## 第 2 節 評議員会

(権限)

第 11 条 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項に限り決議する。

(開催)

第 12 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(議長)

第 13 条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 14 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、

その評議員の過半数を持って行う。

- 2 一般法人法第189条第2項の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

#### 第4章 役員及び理事会

##### 第1節 役員

(役員)

第16条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上5名以内

監事 1名

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに



関する定時評議員会の終了の時までとする。

- 3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(解任)

第 19 条 理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならぬ。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を懈怠したとき。  
(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 20 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、評議員会の決議によって定める。

## 第 2 節 理事会

(権限)

第 21 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定  
(2) 理事の職務の執行の監督  
(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 22 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。



- 2 理事会の招集通知は、会日の5日前までに各理事及び監事に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 23 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 24 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 25 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

## 第 5 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 26 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の三分の二以上に当たる多数の決議によって変更することができる。  
2 当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(解散)

第 27 条 当法人は、基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業

の成功の不能その他法令で定めた事由によって解散する。

## 第6章 附則

(設立時評議員及び設立時役員)

第28条 当法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、設立者の決定によって選任する。

(設立時代表理事)

第29条 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時の従たる事務所)

第30条 当法人は、設立時の従たる事務所を、東京都内に1箇所設置し、その所在地は設立者の決定によって定める。

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第32条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人地球未来フォーラムの設立に際し、設立者 葉坂 廣次  
の定款作成代理人である 司法書士 倉島 喜一 は、電磁的記録である本定款  
を作成し、電子署名をする。

平成21年 4月22日

仙台市泉区高森六丁目11番地の7  
設立者 葉坂 廣次

上記設立者の定款作成代理人

仙台市青葉区国分町三丁目11番15号  
司法書士 倉島 喜一

同一情報の提供

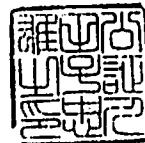
提供の日付：2009年4月27日

仙台市青葉区二日町16番15号

仙台法務局所属 仙台合同公証人役場

公証人

田子忠雄



請求対象の登簿管理番号：09-3702001102000808

認証の日付：2009年4月27日

請求対象の文書種別：電磁的記録の認証

請求対象の処理公証人：37020011 田子忠雄

所属法務局：仙台法務局

公証役場：仙台合同公証人役場

仙台市青葉区二日町16番15号

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。